

令和4年度第1回学長選考・監察会議議事要旨

日 時 令和4年6月21日（火）14時50分開会、15時13分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室1、オンラインを併用）

出席者 〔招 集〕松岡、今井、柿沼、串田、蔵本、田口
〔オンライン〕見上、安藤、浅利、五十嵐、山本、高久
〔陪 席〕曾我、加藤

欠席者 倉本、羽賀

議事に先立ち、総務課長から、教育研究評議会選出の委員（学長選考・監察会議規則第2条第1項第1号）及び経営協議会委員（学長選考・監察会議規則第2条第1項第2号）について、報告があった。

（議 事）

1. 議長の選出について

総務課長から、学長選考・監察会議規則第5条第1項の規定により、委員の互選により議長を選出することとなっている旨の説明があった。

委員から、松岡委員を議長候補者として推薦したいとの提案があり、全会一致で同委員を選出した。

議長から、同規則第5条第3項の規定に基づく議長代理について説明があり、今井委員を指名した。

引き続き、議長から、資料2に基づき、令和3年度第5回議事要旨（案）について説明があり、了承された。

2. 学長選考に関する規則等の確認について

議長及び総務課長から、令和4年4月1日付けで改正された学長選考に関する規則等について、説明があった。

3. 学長の業績評価について

議長及び総務課長から、資料3に基づき、学長の業績評価に関する要項及びスケジュール（案）について説明があり、了承された。

以 上

令和4年度 第1回学長選考・監察会議開催要項

○日 時 令和4年6月21日（火）
経営協議会終了後（14時30分頃）から

○場 所 札幌駅前サテライト（教室1）

○議 題 等

1. 議長の選出について
2. 学長選考に関する規則等の確認について
3. 学長の業績評価について（資料3）

○配付資料

- 資料1 学長選考・監察会議委員名簿（令和4年4月1日現在）
- 資料2 令和3年度第5回学長選考会議議事要旨（案）
- 資料3 国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項

学長選考・監察会議委員名簿(令和4年4月1日現在)

選出区分	氏名	現職等
教育研究評議会 委員(7名) (規則2条1項1号) (任期3.10.1～ 5.9.30) ※高久委員の任期 のみ、3.4.1～5.3.31	田口 哲	札幌校キャンパス長
	安藤 秀俊	旭川校キャンパス長
	浅利 祐一	釧路校キャンパス長
	五十嵐 靖夫	函館校キャンパス長
	山本 理人	岩見沢校キャンパス長
	羽賀 将衛	保健管理センター長
	高久 元	附属札幌小学校長
経営協議会委員 (7名) (規則2条1項2号) (任期4.4.1～6.3.31) ※五十音順	今井 明日香	弁護士法人 白総合法律事務所
	柿沼 博彦	前 北海道旅客鉄道株式会社特別顧問
	串田 雅樹	JA北海道中央会副会長理事
	倉本 博史	北海道教育委員会教育長
	蔵本 康彦	元 北海道小学校長会会長
	松岡 和久	公益財団法人CIESF副理事長
	見上一 幸	前 宮城教育大学学長

資 料 2
学長選考・監察会議
4.6.21

令和3年度第5回学長選考会議議事要旨（案）

日 時 令和4年3月25日（金） 14時00分開会、14時16分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室1、オンラインを併用）

出席者 〔招 集〕松岡議長、今井、柿沼、串田、倉本、蔵本、後藤、横山、
田口、五十嵐
〔オンライン〕見上、安藤、浅利、山本、羽賀

欠席者 高久

議事に先立ち、議長から、資料1に基づき第4回議事要旨（案）について説明があり、了承された。

（議 事）

1. 令和4・5年度の会議スケジュール（案）について

総務課長から、令和4・5年度の学長の業績評価及び新学長の選考に関するスケジュールについて説明があり、了承された。

以 上

○国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項

(平成29年6月21日学長選考会議決定)

改正 令和4年2月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学学長選考・監察会議規則(平成16年規則第132号)第3条第3号に基づき、学長選考・監察会議が学長の業績評価に関する事項を審議するに当たり、必要な事項を定める。

(業績評価の実施)

第2条 学長選考・監察会議は、学長の任期の起算日(以下「任期の初日」という。)から同任期の末日の8月前までに学長の業績評価を行う。

2 学長の業績評価は、任期の初日から1年を超えた後に行うものとし、年度単位で実施することを原則とする。

(業績評価の方法)

第3条 学長の業績評価は、次に掲げる手順及び方法により実施する。

(1) 学長選考・監察会議は、第4条に掲げる資料を審査し、学長と面談する。ただし、同面談は、非公開とする。

(2) 学長選考・監察会議は、前号の審査及び面談に基づき学長の業績評価を決定し、評価書(別記様式。以下「評価書」という。)を作成する。

(評価資料)

第4条 学長の業績評価にあたって審査の対象とする資料は、次に掲げる資料とする。ただし、第1号から第5号に掲げる資料については、評価対象の年度内に作成されたものを対象とするものとし、同資料が当該年度内に作成されていない場合は、同資料を審査の対象から除外することができる。

(1) 国立大学法人評価(中期目標期間評価)に係る資料

(2) 大学機関別認証評価に係る資料

(3) 専門職大学院認証評価に係る資料

(4) 監査報告

(5) 望ましい学長像及び学長候補者所信書

(6) その他学長選考・監察会議が必要と認める資料

(業績評価の公表等)

第5条 評価書を作成した場合は、速やかに、同評価書の内容を、学長に通知するとともに、本学ホームページ上において公表する。

(学長への支援及び助言)

第6条 学長選考・監察会議は、学長の業績評価の結果及び学長の業務の遂行状況に基づき必要と認める場合は、学長に対して、支援又は助言を行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学長の業績評価に関する事項の審議に当たり必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年6月21日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則(令和4年2月22日)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

[別紙参照]

別記様式（第3条関係）

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

学長選考・監察会議

1 評価

--

2 各委員からの主な意見等

--